

連盟規約 第28条に則り、以下の通り細則を取り決める。

第1条 (テニス教室) [規約 第4条 (事業) ①項] ⇒検討課題

次の要項を原則とする。

1) 一般テニス教室

(連盟主催で、1982年に開始、1995年から熊取町体育協会の要請により実施)
3年に1回開催する。

2011年より、ひまわりドームの運営・管理をフィットネスへ移管に伴い、補助金中止により教室も一時中止し、役員会で決定し随時開催とする。(2011年・追加)

2) ジュニアテニス教室

(連盟主催で、1984年に開始、2003年より一般テニス教室から分離して実施)
毎年1回開催とする。

2011年より、ひまわりドームの運営・管理をフィットネスへ移管に伴い、補助金中止により教室も一時中止し、役員会で決定し随時開催とする。(2011年・追加)

第2条 (大会) [規約 第4条 (事業) ②項]

連盟主催、協賛の各種大会は以下の通りとする。

1) 連盟主催関係

大会名

- | | |
|-----------------|----------------|
| ① 会長杯 (4月) | ② シングルス大会 (5月) |
| ③ 混合ダブルス大会 (6月) | ④ 熊取団体戦 (7月) |
| ⑤ 町総体大会 (9～10月) | ⑥ オープン大会 (11月) |

2) 上部 (外部) 組織の各種大会及びイベントへの参加

- ① 大阪府総体テニスの部 (泉南地区予選：6月末、本大会：8月)

主催：大阪府 (市町村)

選手選考基準：連盟主催大会及び上部大会の過去2年間の実績を基に役員会で選出する。

- ② 泉南連合関係

加盟費：10,000円/年

大会運営(1回/8年)：連盟役員が担当する。

大会名

- | | |
|----------------|--------------|
| ①シニア大会：(3月) | ②ダブルス大会：(5月) |
| ③シングルス大会：(10月) | |

全て第3日曜日に開催する。

参加は希望者のみ (エントリー制限有り)

参加費 (エントリー代)：個人負担

- ③ 大阪府テニス協会関係

加盟費：20,000円/年

- ③-1 府民スポーツレクリエーションフェスティバル (スポレク) (11月) ⇒検討課題**

参加枠：泉南連合加盟市町村の輪番制 (2～3年に1回)

選手の参加費 (エントリー代)：連盟負担、

種目：MIX3チーム（30歳代、40歳代、50歳代）の団体戦

選手選考基準：MIX大会、町民大会MIXの成績を基に役員会で選出する。
但し、2回連続出場は出来ない。

③-2 大阪府知事杯（11月） 大阪府下（9ブロック）の個人戦及び団体戦

種目：男女それぞれ

一般（36組）、45歳以上（18組）、55歳以上（9組）

選手の参加費：一部連盟補助

選手選考基準：泉南連合の各大会の戦績で、上位者から選出される。

尚、運営役員の当番が3～4年に1回廻ってくる（泉北、泉南合同）ので、
評議員、連盟役員及び出場経験者より選任し派遣する。

③-3：大阪府テニス協会評議員

協会加盟団体は、評議員を1名選出しなければならない。連盟会長もしくは、
会長が任命した者を届け出る。協会より委嘱される。（任期：2年）

① 全国健康福祉祭（ねんりんピック）テニス交流大会

毎年、前年度国体開催県で施設の利用を兼ねて開催されている。（10月）

出場資格：4月1日時点で満60歳以上の人。

泉南連合のシニア大会の戦績で、上位者から選出される。

種目：男子ダブルス（60歳<）、女子ダブルス（60歳<）

男子ダブルス（70歳<）、3ペアーの団体戦（4ゲーム先取）

② 各種大会の運営、会合への参加者には交通費を支給する。

その際の事故はテニス保険の対象（契約）外なので、その責任は自己に
帰するものとする。但し、本会は助言及び協力を行なう。

第3条（熊取町及び熊取町スポーツ協会が行なうスポーツに関する行事への参加と協力）

〔規約 第4条（事業）③項〕

町行事への参加（担当クラブ）は総会で決める。

- ③ 熊取ロードレース（3月） 4名
- ④ 町民大会開会式の運営参加 2名（世話役）
- ⑤ 泉州マラソン（2月） 1名
- ⑥ 体育館の清掃（6、12月） 利用者
- ⑦ その他（臨時に数回有り） 上記で当たっていないクラブが輪番で当る

第4条（会員）入会登録〔規約 第6条（入会登録、会費）〕

連盟入会登録は総会前と各大会エントリー期間中可能とする。

入会金、年会費を添えて幹事長に申し込むこと。

第5条（役員任期）〔規約 第12条（任期）〕

役員任期は1年とし再選は妨げないが、同一職務を連続4年以上務める事は禁止
する。但し役職が代わる場合はその限りではない。また、特別な理由がある場合に
限り、再任を認めることが出来る。（2003年より実施）

① (顧問) [規約 第14条(幹事、顧問選出)]

顧問への推薦基準は以下の通りとする。

会員の中で、連盟に対して功績があり、かつテニスに対する高い見識と経験がある会員を顧問に指名できる。任期、及び人数は特定しない。

第7条 (役員通信費) [規約 第22条(経費)]

テニス連盟役員、幹事には通信費を支払う。

毎年の予算に明記する。

第8条 (記録)

連盟の各種記録(大会記録含む)は担当役員が作成し、重要事項は会長及び、事務局で保管する。

その各種記録の保管期限は、次の記念誌発行が終わる迄の期間とする。

第9条 (テニス連盟ホームページ)

記載項目(2007年 6月 開設)

連盟からのお知らせ、連盟の紹介、連盟規約、年間行事予定、大会の案内、大会の結果、**京大体育館関係**、その他必要事項。

第10条 (慶弔規程)

会員への慶弔はなし。

但し、連盟運営上、慶弔金必要と考えられる場合は、役員会の判断に委ねる。

第11条 (細則の改訂)

1) 本細則の改訂は、役員会で決する事が出来る。但し、重要事項は総会で決する。

2) 本細則の見直しは5年に一度行ない、その上で必要なければそのままとする。

第12条 (附 則)

1) 2009年 2月 8日 から実施する。

2) 2016年 6月18日 見直し改訂

3) 2022年11月12日 見直し改訂

4) 2023年2月5日 見直し改訂